

# 加西市災害時受援計画

令和5年3月作成

兵庫県加西市

# 《 目 次 》

第1編 総則	1
第1章 受援計画策定の背景・目的	2
第2章 受援計画の位置づけ	2
第1節 受援計画と各種防災計画との関係	2
第2節 受援計画の構成及び内容	3
第3章 対象災害と計画発動基準	3
第1節 対象とする大規模災害リスク	3
第2節 計画発動基準	3
第4章 受援チームの設置、体制	4
第1節 受援チームの設置、体制	4
第2節 受援チームの役割、事務分掌	6
第3節 調整会議の定期開催	6
第4節 受援終了の検討	6
第5章 経費負担の考え方	6
第6章 計画の継続的な見直し	6
第2編 人的支援受入計画	8
第1章 受援対象業務	9
第1節 主な災害応急対策業務	9
第2節 時期別の受援対象業務	11
第2章 応援要請先	11
第1節 協定による応援要請	11
第2節 協定によらない応援要請	14
第3章 応援要請フロー図	15
第4章 便宜供与等の内容	16
第1節 応援職員等の執務場所等	16
第2節 自衛隊災害派遣部隊等の展開地	16
第5章 応援業務基本情報シート	17
第6章 業務チェックリスト	19
第3編 物的支援受入計画	21
第1章 物資集積・配送拠点の指定及び運営方法	22
第1節 物資集積・配送拠点の指定	22
第2節 物資集積・配送拠点の運営	24
第2章 輸送手段の確保方法	25
第1節 物資受入れ作業に必要な人員	25
第2節 緊急通行車両確認標章	25
第3節 避難所等への物資配送	25
第4節 避難所等での物資の受入れ	25
第3章 避難所等における物資の必要量・供給量の把握	25
第1節 必要物資の把握	25
第2節 供給量の把握	25
第3節 物資受入簿及び物資ごとの受入・供給等管理簿	26
第4章 応援要請先	28
第1節 物資輸送に関する協定	28
第2節 物資供給に関する協定	28
第5章 応援要請フロー図	30

第6章 救援物資の取扱方針	30
第1節 方針	30
第2節 小口救援物資の配送自粛広報のホームページ掲載	30
第4編 災害ボランティア受入計画	31
第1章 加西市災害ボランティアセンターの設置	32
第1節 設置の決定手順	32
第2節 設置の場所	32
第2章 加西市災害ボランティアセンターへの支援内容	32
第1節 ボランティア活動に必要な資機材の提供	32
第2節 ボランティア活動に必要な情報の共有	33
第3章 加西市災害ボランティアセンターの役割分担	33
第4章 災害ボランティア募集広報の実施	34

# 第 1 編 総則

# 第1章 受援計画策定の背景・目的

大規模な災害が発生した場合、職員や庁舎が被災し行政機能が低下する中であっても、市に課された重要業務と被災者支援をはじめとする災害時業務を並行して遂行する必要があるため、他の行政機関や民間企業、災害ボランティアの支援を最大限活用することが求められる。

平成23年の東日本大震災では、受援側の地方公共団体において、要請ルートや受援内容を定めていなかったことにより混乱が生じ、受援調整が困難になる等の課題が発生した。また、平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨においても、支援物資の受入れと被災者への供給が円滑に行われず、受入れた応援職員を十分に活用できない等、受援に係る課題が明らかとなった。

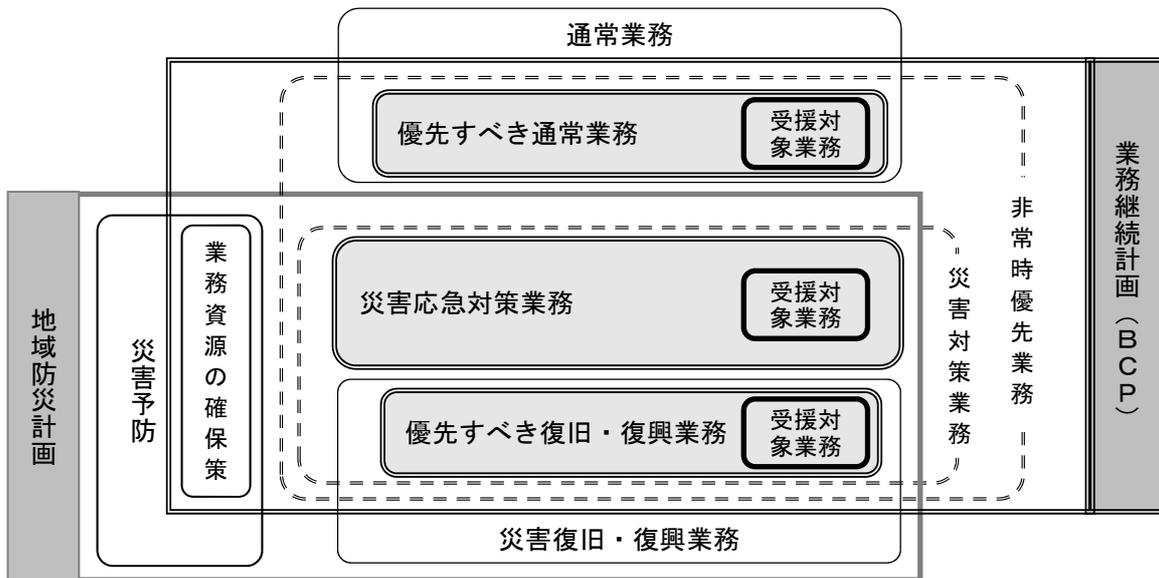
加西市災害時受援計画（以下「受援計画」という。）は、支援を必要とする業務、受援体制及び必要な手続を明確化することにより、多方面からの人的・物的支援を効率的かつ効果的に活用することを目的として策定するものである。

## 第2章 受援計画の位置づけ

### 第1節 受援計画と各種防災計画との関係

現在、加西市においては災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく法定計画である地域防災計画や水防計画のほか、任意計画である業務継続計画、職員の災害対策行動マニュアル等の各種計画やマニュアルを運用している。

受援計画では、想定される災害対応の規模、現有の人的資源及び物的資源を踏まえ、加西市業務継続計画に定める非常時優先業務のうち、民間企業及び民間団体並びに他の公共団体の職員に任せられる業務を受援対象とする。また、復旧・復興業務についても必要に応じて受援対象とする。



- 1 地域防災計画は、①災害予防、②災害応急対策、③災害復旧・復興を定める。
- 2 BCPは、非常時優先業務を定める（＝災害対策業務＋優先すべき通常業務）。
- 3 受援計画は、①受援体制を定めるとともに、受援対象業務を選定したうえで（非常優先業務の中から）、②人的支援の受入れ、③業務資源の受入れについて定める。

## 第2節 受援計画の構成及び内容

受援計画の構成及び内容は次のとおりとする。

構成	内容
第1編 総則	計画の背景・目的、位置づけ及び発動基準を定めるとともに、受援に必要な体制整備、応援側との経費負担の考え方、計画の継続的な見直しを定める。
第2編 人的支援受入計画	受援対象業務を選定し、応援要請先を明記した上で受援にいたるフローと応援者への便宜供与の内容を定める。
第3編 物的支援受入計画	物資の集積及び配送拠点の確保、拠点運営に向けた準備、輸送手段の確保、被災者ニーズの的確な把握、救援物資の取扱いについて定める。
第4編 災害ボランティア 受入計画	全国からのボランティア受入れに備えた体制の整備、市が災害ボランティアセンターに対して行うべき支援を定める。

## 第3章 対象災害と計画発動基準

### 第1節 対象とする大規模災害リスク

加西市における大規模災害リスクは、主に地震と風水害が考えられる。

#### 第1項 地震発生の危険性

兵庫県南西部には活断層であることが確実な山崎断層があり、加西市には推定活断層とされる琵琶甲断層、光明寺断層、青野町断層が確認されている。

北播磨地域は、六甲山系や生駒山系周辺に比べ活断層の分布密度が小さいが、兵庫県南西部に規模の大きな山崎断層帯が存在し、加えて地下に断層が伏在している可能性もあり、地震の影響が震源地から数十キロメートルに及ぶことを考えると、予断を許せる状況ではない。

山崎断層帯主部のうち、北西部ではマグニチュード7.7程度、南東部ではマグニチュード7.3程度の地震が発生する可能性があり、加西市では最大で震度7が予想されている。

#### 第2項 市内での風水害発生状況

加西市の水害は、近年一級河川加古川の支流地域に集中する傾向にある。昭和51年9月に、台風第17号及び秋雨前線による豪雨により、市内で万願寺川において護岸の決壊、堤脚の洗掘、漏水、内水等の災害が発生した。その後、大規模な河川改修工事が市内全域で進んだため、堤防決壊等の大きな被害は免れている。

近年でとりわけ被害が甚大だったものとしては、平成16年10月の台風第23号により、負傷者2名、半壊2棟、床上浸水68世帯の被害が発生した。また、平成23年9月の台風第12号において住宅半壊2件、床上浸水23件、床下浸水321件の被害があった。平成30年8月の台風第20号及び平成30年9月の台風24号において避難準備・高齢者等避難開始を発令し、市内11小学校の避難所を開設、住民の一部が避難したものの、大きな被害は免れている。

### 第2節 計画発動基準

兵庫県を含めた他の地方公共団体から先遣隊が派遣されてくることを想定して、大規模災害時に受援計画を発動する時期について次のように設定する。

- (1) 市内の観測局（加西市北条町、下万願寺町）のいずれかにおいて、震度6弱以上の観測値を示す地震が発生した場合
- (2) 市内で震度5（強・弱）の観測値を示す地震、土砂災害又は河川堤防の決壊等の大規模な災害が発生し、市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合

## 第4章 受援チームの設置、体制

### 第1節 受援チームの設置、体制

#### 第1項 統括機能の確保と専任職員の配置

(1) 基本的な考え方

応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各班（課）において、主体的に実施し、全体調整を災害対策本部が実施する。

(2) 受援を担当する組織・担当者の設置

受援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にして応援を円滑に受け入れるため、災害対策本部及び応援を受け入れる各班（課）に受援を担当する組織及び担当者を設置する。

① 災害対策本部

災害対策本部内に、受援に関する全体調整を担当する「受援チーム（総務班、財政・輸送班）」を配置し、構成は下記のとおりとする。

「受援チーム（総務班、財政・輸送班）」

○ 総括責任者（総務部長）

○ 総務班（総務課長（班長）、課長補佐・係長級職員、担当職員）  
庁内全体の人的支援の調整等

○ 財政・輸送班（管財課長（班長）、財政課長、課長補佐・係長級職員、担当職員）  
物的支援の調整等

※ 受援統括系の業務自体に応援が必要な場合は、健康福祉部に応援要請を行う。

② 専任職員の配置

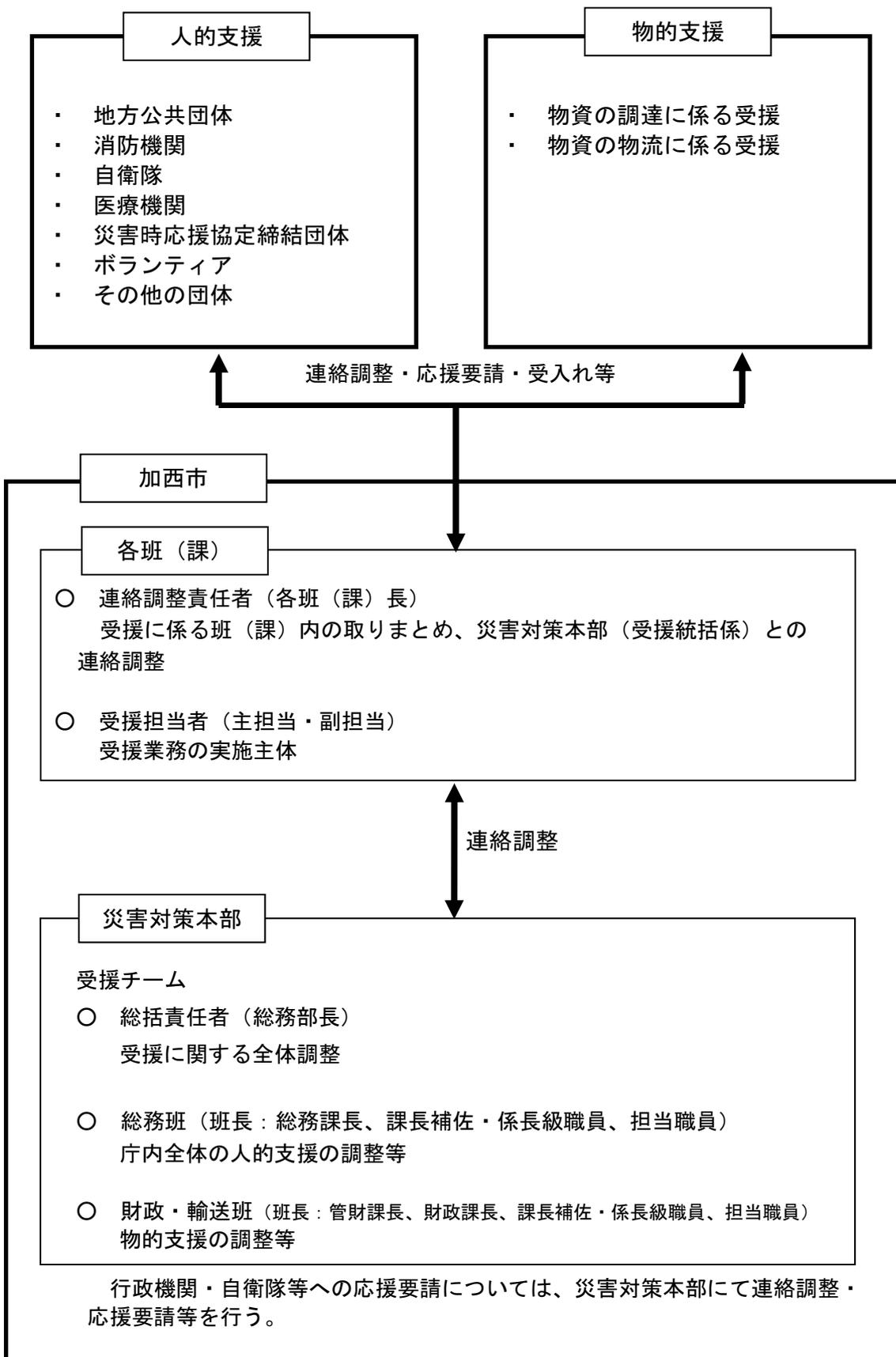
応援を受け入れる各班（課）に連絡調整責任者（管理職）、受援担当者（主担当・副担当）2名を配置する。

#### 第2項 各課の受援担当者の配置

受援チームは応援職員の受入れに際し、応援職員への連絡調整及び応援職員の需給調整を行うとともに業務全体の進行管理にあたる。その際、応援職員は、原則として各課の指揮下で活動するため、各課に受援担当者を配置し、応援職員に対して指揮系統を明確に周知しておく。

指揮系統は次頁「受援体制の概要図」のとおりとする。

# 受援体制の概要図



## 第2節 受援チームの役割、事務分掌

- (1) 他行政機関、民間の企業・団体等に対する人的支援及び物的支援の要請に関すること
- (2) 他行政機関、民間の企業・団体等から支援の申し出に係る当初の連絡調整に関すること
- (3) 人的支援の受入れに係る各部署、物的支援の集積及び配送拠点との連絡調整に関すること
- (4) 各課における受援担当者との調整会議に関すること
- (5) 各課、物的支援の集積・配送拠点及び災害ボランティアセンターにおける応援の受入れ状況やニーズの調査に関すること
- (6) 応援受入れに関する対外的な情報発信に関すること
- (7) 執務場所や事務用品等応援受入れに必要な資源の配分に関すること

## 第3節 調整会議の定期開催

受援チームの職員と応援職員が配置された部署の受援担当で調整会議を定期的で開催し、情報及び方針の共有並びに応援職員の需給調整を図る。必要に応じて、応援職員の代表者にも調整会議への出席を要請する。

## 第4節 受援終了の検討

受援開始後は各業務の業務量、物資の所要量、今後の見通し及び加西市職員による人員の確保状況を把握し、応援側と協議の上、受援の必要がなくなった業務ごとに撤収を要請し、応援の受入れを終了する。さらに、受援全体について逐次情報を収集し、加西市職員で業務遂行が概ね可能と判断される段階で全体的な受援の終了を検討し、災害対策本部の会議に諮る。

タイミングとしては、応急対策に一定の目処がつき、災害対策本部が復興本部に移行する時機を基本とする。

ただし、復興本部移行後も応援職員が必要な場合があるため、状況に応じて臨機応変に判断する。

# 第5章 経費負担の考え方

経費負担について明記した協定に基づく応援要請を行った場合、当該協定等に定めるとおりとする。

協定に経費負担を明記していない場合又は協定に基づかない応援要請を行った場合、受援に要した経費については、原則として受援側が負担する。

協定に基づかず、かつ応援要請もない状態で自主的に応援を得た場合については、応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体に対し、原則として応援に要する費用の負担を依頼する。

これらの費用負担については、可能な範囲であらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体と取り決めておくものとする。

# 第6章 計画の継続的な見直し

本計画は、上位関連計画の修正や加西市の情勢、関係機関の体制の変化、事後発生した災害への対応で得られた新たな知見及び災害時応援協定締結相手が参加した防災訓練の結果を踏まえ、継続的に見直して必要により更新するものとする。



## 第 2 編 人的支援受入計画

# 第1章 受援対象業務

## 第1節 主な災害応急対策業務

主な災害応急対策業務については次のような業務が考えられるため、対応する人員確保に努める。人員確保が必要される業務が他に発生した場合は随時対応することとする。

想定される担当防災部局に対応する行政部署の名称については、加西市地域防災計画の本部室・各部等の事務分掌を参照。

区 分	想定される応援内容	担当防災部局
初動体制の確立、災害マネジメント	防災担当職員、人と防災未来センター研究員等の派遣（災害対策に関する助言・情報提供、応援調整、フェニックス防災端末入力支援等）	本部室
救助・救急、消火活動	緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊の出動並びにDMAT（災害派遣医療チーム）等の派遣	総務部
医療活動	救護班、医師・看護師の派遣、救護所の設置、傷病者の受入れ	救助部
被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士及び被災文教施設応急危険度判定士の派遣	協力部
社会基盤施設の緊急対策	土木・農林職員（災害査定、復旧工事）、建築職職員（庁舎・公共施設等復旧工事）の派遣	建設部 農林経済部
避難所・福祉避難所運営	避難所運営要員、福祉避難所担当職員の派遣	地区連絡所 参集職員・ 救助部
広域避難	避難者の受入れ	総務部
物資供給	食料・飲料・生活必需品、資機材等の供給	総務部
物資集積・配送拠点運営	運営職員派遣	総務部
輸送手段確保	ヘリコプター、鉄道、トラックのあっせん	総務部
給水	給水車の派遣	上下水道部
健康・保健	保健師、管理栄養士（被災者の健康、栄養相談、避難所の衛生対策、防疫、消毒等）の派遣、仮設風呂の設置	救助部
福祉	ケースワーカー、ヘルパー等の派遣	救助部
メンタルヘルス	こころのケアチームの派遣	救助部
生活衛生対策	仮設トイレの提供、し尿くみ取り車の派遣	衛生部
防疫対策	消毒薬・資機材の供給、消毒要員の派遣	救助部

遺体の火葬	火葬場の提供	衛生部
被災住宅応急修理	建築職職員の派遣	建設部
応急仮設住宅建設	建築職職員、用地取得担当職員の派遣	建設部
復興公営住宅建設	建築職職員の派遣	建設部
まちづくり	都市計画従事職員（復興土地区画整理事業支援等）の派遣	建設部
水道の応急復旧	水道復旧要員の派遣	上下水道部
下水道の応急復旧	下水道復旧要員の派遣	上下水道部
災害廃棄物の処理	パッカー車の派遣	衛生部
ペットの対策	動物愛護支援職員の派遣	衛生部
被災者の生活支援	家屋被害認定士、窓口担当職員（罹災者名簿作成業務、罹災証明書発行業務、各種支援窓口業務（弔慰金、生活再建支援金、義援金、生活福祉資金特例貸付、課税等）、相談業務等）の派遣	協力部 救助部
災害救助法業務	災害救助担当者（市町担当者に対する説明・指導等）の派遣	本部室
市町事務全般	戸籍担当職員、税務担当職員等の派遣	総務部 救助部
学校の教育機能の回復	震災・学校支援チーム（EARTH）、スクールカウンセラー、教職員、退職職員（教育復興支援）の派遣	教育部
保育機能の回復 （こども園・学童 保育園等）	開所可能保育施設の臨時受入の調整等業務、保育施設入所等に関する相談窓口業務、通常再開に関する業務 等	教育部
文化財の緊急保全	学芸員、埋蔵文化財調査員の派遣、被災文化財の所在確認と悉皆（しっかい）調査、資料等の受入 等	教育部
復興計画の策定	経験者の派遣（復興計画策定に向けた支援）	建設部
災害ボランティア の活動促進	ボランティアコーディネーター、ボランティアバス等による災害ボランティアの送迎 等	救助部
被災者・要配慮者の 支援	要配慮者の安否確認、被災者への直接的健康支援、被災者からの相談、避難所の巡回、施設等の受入要請および連携	救助部

## 第2節 時期別の受援対象業務

業 務	～3日	～7日	～1ヶ月	～6ヶ月
救命救助	自衛隊及び医療チーム等の活動			
応急給水	応急給水			
災害廃棄物	ゴミ収集			
	1次仮置場の運営			
	2次仮置場の運営			
	公費解体			
避難所運営	避難所運営			
	福祉避難所運営			
物資提供関係	物資の調達、收受及び配分並びに輸送拠点の運営			
家屋被害認定 罹災証明発行	家屋被害認定調査			
	罹災証明書発行			
インフラ復旧 ・上下水道 ・道路、橋梁 ・水路 等	測量・設計・復旧工事等			
応急仮設住宅	応急仮設住宅の建設及び検査			
生活再建支援	各種支援制度の申請及び発行			
復興計画策定	復興基本方針策定			
	復興計画策定			

※ 期間は他自治体の過去の災害経験等を踏まえた基準であり、実際は災害規模や復旧の状況等により異なる場合がある。

## 第2章 応援要請先

### 第1節 協定による応援要請

加西市は、大規模災害発生時に備えて、人的支援に関して次のような災害時相互応援に関する協定を締結しており、状況に応じて応援要請を行う。

連絡先は加西市地域防災計画（資料編）を参照。

## 第1項 地方公共団体

No.	名称	締結日	協定先	主な協定内容
1	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	H8. 1. 16	神戸市、兵庫県、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、相生市、赤穂市、神河町、たつの市、香美町、新温泉町、宍粟郡病院事務組合管理者、公立豊岡病院組合管理者、公立八鹿病院組合管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療救護チームの派遣</li> <li>・ 被災地からの患者の受入</li> <li>・ 医師等職員の派遣 他</li> </ul>
2	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	H10. 3. 16	県下各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会、兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急給水作業</li> <li>・ 応急復旧作業</li> <li>・ 資機材の搬出</li> </ul>
3	災害時相互応援協定	H10. 1. 17	姫路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資器材等の提供</li> <li>・ 職員の派遣</li> <li>・ 被災者の受入</li> </ul>
4	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	H17. 9. 1	県下各市町、県下各事務組合、兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資機材の提供</li> <li>・ 職員の派遣</li> <li>・ 中間処理の実施、処理業者の斡旋</li> </ul>
5	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H25. 3. 1	北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市・桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区・港区・新宿区・墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市・野洲市、相生市、豊岡市、赤穂市、篠山市、加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資器材等の提供</li> <li>・ 職員の派遣</li> <li>・ 施設の利用</li> <li>・ 医療品等の提供</li> </ul>
6	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	H18. 11. 1	兵庫県及び県下各市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資機材、物資、施設の提供、斡旋</li> <li>・ 職員の派遣</li> <li>・ 被災者の受入</li> </ul>
7	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	H18. 11. 1	明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、多可町、稲美町、播磨町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資機材、物資、施設の提供、斡旋</li> <li>・ 職員の派遣</li> </ul>
8	播磨広域防災連携協定	H26. 4. 22	姫路市、加古川市、たつの市、小野市、相生市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、明石市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資機材、物資の提供</li> <li>・ 職員の派遣</li> <li>・ 被災者の受入</li> </ul>
9	災害時等の応援に関する申し合わせ	H24. 11. 28	国土交通省近畿地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員・専門家の派遣</li> <li>・ 機材等の貸付</li> </ul>

このうち、兵庫県については、協定だけでなく災害対策基本法第68条の規定に基づいた応援を要請することができる。

## 第2項 民間の企業及び団体

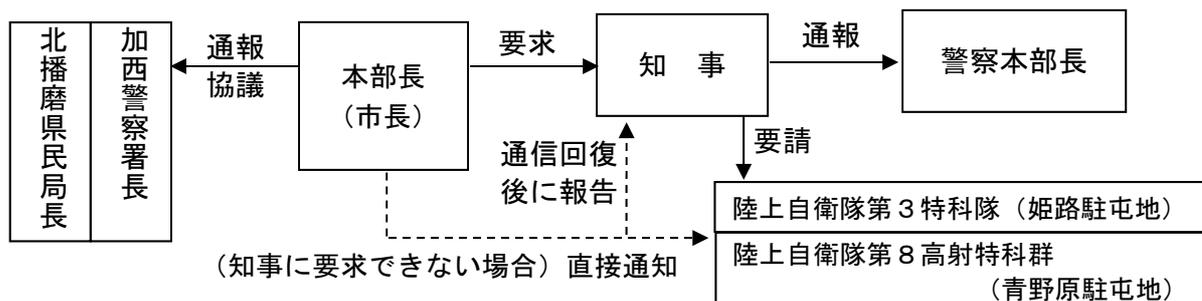
No.	名称	締結日	協定先	主な協定内容
1	防災エキスパートの活用に関する協定	H10.6.15	財団法人兵庫県建設技術センター	人材派遣
2	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定	H24.1.18	社会福祉法人円融会 社会福祉法人敬愛互助会 社会福祉法人しあわせ福祉会 特定医療法人社団順心会 社会福祉法人宝成会 医療法人社団弘秀会 社会福祉法人ゆたか会 社会福祉法人養徳会	要配慮者の受入
3	災害時に要援護者の避難施設として市有施設を使用するにあたっての施設管理運営に関する協定	H24.1.18	社会福祉法人 加西市社会福祉協議会	要配慮者の受入
4	災害時における応急対策業務に関する協定	H24.5.1	加西市建設協会	災害応急対策
5	災害時における相互協力に関する協定	H24.5.8	西日本高速道路株式会社 関西支社	災害応急対策
6	災害時における応急対策業務に関する協定	H24.6.5	加西地区建設業協会	災害応急対策
7	災害時における緊急測量業務に関する協定	H24.8.10	加西測量設計業協会	災害応急対策
8	災害時における機能復旧対策業務応援に関する協定	H24.12.25	兵庫県電気工事工業組合 支部	災害応急対策
9	災害時における応急対策業務応援に関する協定	H25.7.12	加西ダンパー協会	災害応急対策
10	災害時における応援協力に関する協定	H27.6.1	フジ地中情報株式会社	応急対策
11	災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定	H28.5.23	社会福祉法人 加西市社会福祉協議会	災害ボランティアセンター設置運営
12	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	H28.10.1	兵庫県行政書士会 播磨広域連携協議会（明石市除く）として締結	人材派遣
13	加西市と兵庫県信用組合との包括連携協定	H30.9.20	兵庫県信用組合	災害対策に関すること
14	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	R2.3.26	加西造園緑化組合	応急対策

## 第2節 協定によらない応援要請

### 第1項 自衛隊災害派遣部隊

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急措置を実施する必要があると認めた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求する。知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、陸上自衛隊第3特科隊に派遣を要請する。通信の途絶等により、知事に対して要求ができない場合、本部長は知事に対して要求ができない旨及び災害の状況を陸上自衛隊第8高射特科群（第3科）に直接通知することができる。なお、知事への要求に際しては、北播磨県民局長及び加西警察署長と十分連絡及び調整を行う。

要請手続の手順は次のとおり。



### 第2項 TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）

加西市では、国土交通省近畿地方整備局との間に「災害時等の応援に関する申し合わせ」を締結している。これに基づき、人命救助及び応急復旧等の業務実施に当たり、土木等専門技術的支援が必要な場合には、本部長は近畿地方整備局に対してTEC-FORCEの派遣を要請する。

### 第3項 DMA T（Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム）

医療については、第2章第1節の兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定を締結しているため、まずは協定に基づき、兵庫県自治体病院開設者協議会長である神戸市長に対し、応援要請を行う。

本部長は、さらなる応援が必要と認める場合は、「北播磨圏域災害時保健医療マニュアル」に基づき、知事（兵庫県健康福祉部健康局医務課）に対し、DMA Tの派遣を要請するよう求めることができる。

知事は、県内のDMA T指定病院に対して派遣を要請する。また、県内で医療従事者の確保が困難である場合、又は困難となる可能性がある場合は、日本DMA T活動要領に基づき、他の都道府県及び厚生労働大臣に対してDMA Tの派遣を要請する。

### 第4項 日本赤十字社兵庫支部及びJM A T兵庫 (Japan Medical Association Team：県医師会)

第3項のDMA Tは、超急性期の災害医療を担当するため、3日程度で撤退する。本部長は、更なる応援が必要と認める場合は、「北播磨圏域災害時保健医療マニュアル」に基づき、地域保健医療情報センター（加東健康福祉事務所）に対し、医療救護班の派遣を要請するよう求めることができる。

地域保健医療情報センター（加東健康福祉事務所）は、北播磨圏域内の医療機関、医療関係団体等に医療救護班の派遣を要請するが、圏域内で必要な医療従事者の確保が困難である場合、又は困難となる可能性がある場合は、兵庫県健康福祉部健康局医務課に医療救護班の派遣を要請する。

なお、医療救護班となる医療機関と医療関係団体は、災害拠点病院、日本赤十字社兵庫支部、県立病院、国立病院機構、公立病院及びJM A T兵庫がある。

## 第5項 DPAT

(Disaster Psychiatric Assistance Team : 災害派遣精神医療チーム)

本部長は、精神科医療及び精神保健活動の分野で応援が必要と認める場合は、「北播磨圏域災害時保健医療マニュアル」に基づき、知事（兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課）に対し、DPATの派遣を要請するよう求めることができる。

知事は、県内のDPATを保有する病院に対して派遣を要請する。また、県内で医療従事者の確保が困難である場合、又は困難となる可能性がある場合は、他の都道府県及び厚生労働大臣に対してDPATの派遣を要請する。

## 第6項 DHEAT

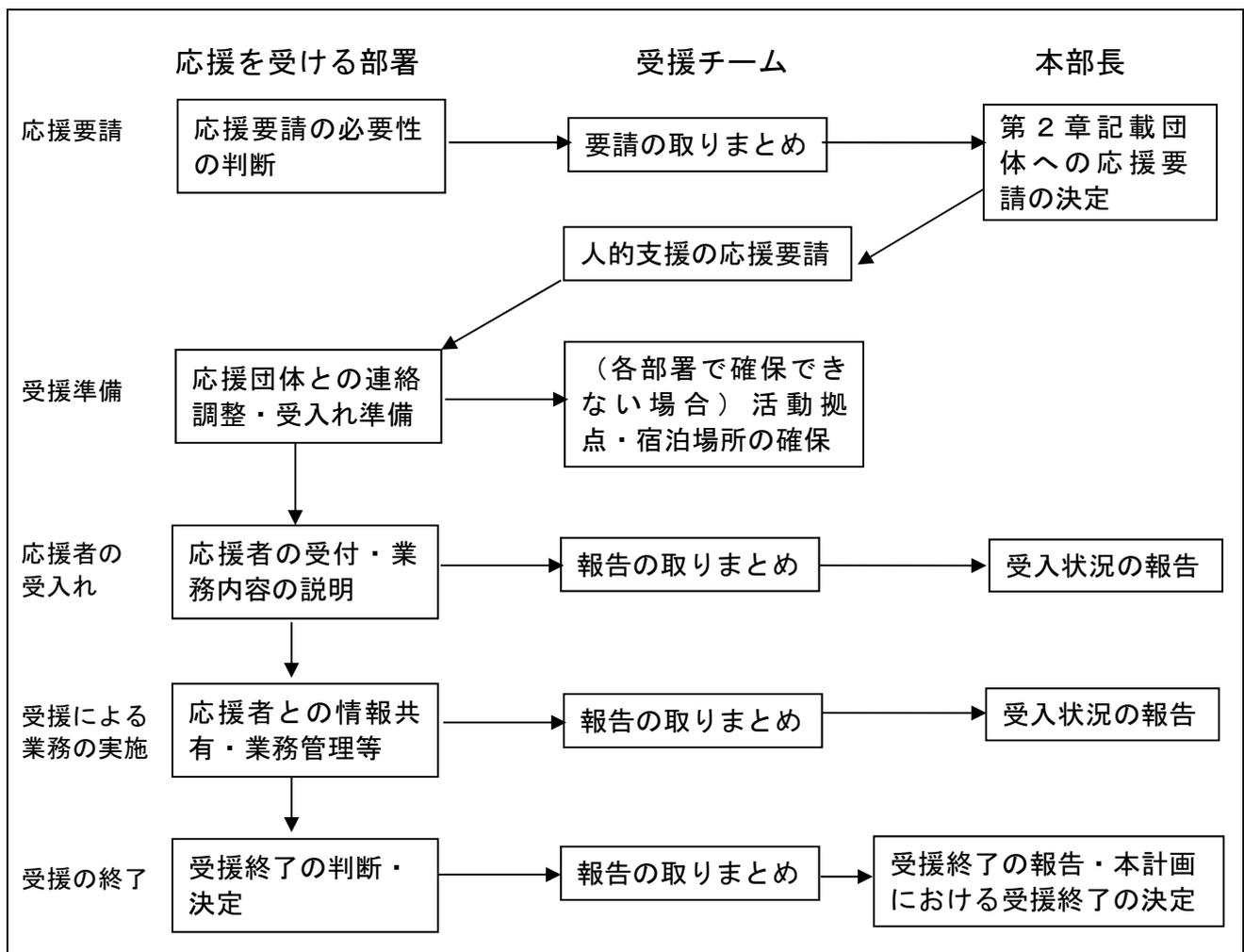
(Disaster Health Emergency Assistance Team : 災害時健康危機管理支援チーム)

本部長は、健康管理の分野で保健師の応援が必要と認める場合は、「北播磨圏域災害時保健医療マニュアル」に基づき、知事（兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課）に対し、DHEATの派遣を要請するよう求めることができる。

知事は、県内で人材の確保が困難である場合、又は困難となる可能性がある場合は、他の都道府県及び厚生労働大臣に対してDHEATの派遣を要請する。

# 第3章 応援要請フロー図

人的支援の応援要請は、次のフロー図の要領で行う。



## 第4章 便宜供与等の内容

応援職員等の受入れに当たり、業務や活動を実施するための場所や資機材を確保し提供する。

### 第1節 応援職員等の執務場所等

協定に基づき各地方公共団体に応援要請した場合は、災害の規模及び場所並びに災害発生後の経過日数に応じて、次の施設を候補に応援職員の執務場所、待機及び休憩場所として確保する。

施設名		所在地
加西市役所	多目的ホール／5階会議室（大）／5階会議室（小）／6階会議室	加西市北条町横尾 1000番地
善防公民館	大研修室／中研修室／小研修室／和室	加西市戸田井町 388番地の10
南部公民館	農事青年研修室／農事研修室A／農事研修室B／和室	加西市上宮木町 524番地の2
北部公民館	第1研修室／視聴覚室A／視聴覚室B／和室	加西市満久町 233番地の10

### 第2節 自衛隊災害派遣部隊等の展開地

自衛隊に災害派遣を要請した場合は、災害の規模及び場所に応じて、次の施設を候補に展開地として提供する。これらの施設は、自衛隊の災害派遣部隊のほか、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、電力事業者、ガス事業者等の災害対応関係機関の展開地としても活用するため、細部は相互の調整による。

- (1) 本部事務室：市役所内に設置
- (2) 炊事場：市役所敷地内に設置
- (3) 宿舎：市民会館コミュニティセンター
- (4) 駐車場：市役所駐車場
- (5) ヘリコプター発着場所：

施設名	所在地
加西市民グラウンド	加西市北条町西高室592番地
アラジスタジアム（加西球場）	加西市玉野町1126番地1
アクアスカさい	加西市西上野町17番地

## 第5章 応援業務基本情報シート

第1章に記載した受援対象業務について、次の応援業務基本情報シートを活用して、業務内容を分析する。これにより、資格要件等を明示した応援要請が可能となる。このシートは各部署が応援要請の必要性を判断し、受援チームに応援要請を依頼するに当たり活用する。

### 応援業務基本情報シート

部		班		課	
業務種別		ピーク時期	初動対応		
			～7日	～1ヶ月	～6ヶ月
受援対象業務名					

#### 【応援要請に関する情報】

応援要請する業務内容	
------------	--

要請先	求める職種・資格	人数	協定締結先	協定名称
他自治体				
民間企業				
ボランティア				
その他の団体				
団体種別問わず				

応援要請期間	年 月 日 ～ 年 月 日
--------	---------------

必要な資機材	応援者側	
	加西市側	

#### 【受援体制に関する情報】

受援担当課責任者		受援担当者	
業務マニュアルの有無		マニュアル名	
応援要請員執務スペース			

#### 【応援者との情報共有体制】

会議・ミーティング	その他の体制	
朝礼		

応援業務基本情報シート記載例

応援業務基本情報シート

部	協力部	班		課	総務部税務課		
業務種別	応急業務	ピーク時期	初動対応	応急期	復旧期		
			～7日	～1ヶ月	～6ヶ月		
応援対象業務名	家屋被害認定調査業務						

【応援要請に関する情報】

応援要請する業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災住宅の被害調査（応援職員2名及び加西市職員との組み合わせで訪問調査を実施）</li> <li>・調査結果のまとめ、入力業務</li> </ul>
------------	--

要請先	求める職種・資格	人数	協定締結先	協定名称
他自治体	○ 家屋被害認定調査研修受講者		兵庫県・自治体 関西広域連合	兵庫県及び市町相互間の 災害時応援協定
民間企業				
ボランティア				
その他の団体				
団体種別問わず				

応援要請期間	年 月 日 ～ 年 月 日
--------	---------------

必要な資機材	応援者側	車両、デジカメ、測定機材、腕章、ヘルメット
	加西市側	車両、デジカメ、測定機材、住宅地図、携帯電話、ピプス、データ入力用パソコン、住基システム、家屋課税資料

【受援体制に関する情報】

受援担当課責任者	税務課長	受援担当者	資産税係長
業務マニュアルの有無	有	マニュアル名	災害に係る住家の被害認定基準運用指針
応援要請員執務スペース	庁舎2階、会議室		

【応援者との情報共有体制】

会議・ミーティング	○	その他の体制	
朝礼	○		

## 第6章 業務チェックリスト

受援側、応援側が行う業務に係るチェックリストを作成することで、業務の進捗をチェックするだけでなく、対応手順及び履歴の記録に活用できる。当初は応援者の受入れ前に作成するが、業務の進捗に伴い、必要に応じて追記も行う。

### 業務チェックリスト

業務名	担当（部・班・課）
<b>1 応援要請前に行う業務</b>	
<input type="checkbox"/> 担当職員 の安否確認 <input type="checkbox"/> 市内の被害状況把握 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<b>&lt;基本情報シートに関する確認事項&gt;</b> <input type="checkbox"/> 執務スペースの確保 <input type="checkbox"/> 資機材の確保
<b>2 応援要請</b>	
<input type="checkbox"/> 応援要請人数、期間を設定 <input type="checkbox"/> 兵庫県応急危険度判定支援本部へ要請 <input type="checkbox"/> 総務部受援チームへ報告 <input type="checkbox"/> 応援者への割当区域の設定	<input type="checkbox"/> 応援者が行う業務の確認 <input type="checkbox"/> 応援者の要件確認 <input type="checkbox"/> 受援担当者の設定 <input type="checkbox"/> 応援協定締結の有無の確認
<b>3 応援受入前の準備</b>	
<input type="checkbox"/> 県応急危険度判定支援本部へ応援内容確認(可能人数、可能時期等) <input type="checkbox"/> 資機材、輸送手段の準備 <input type="checkbox"/> 市内の交通状況の確認、応援側へ情報提供 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 執務スペースの準備
<b>4 応援受入れ</b>	
<input type="checkbox"/> 応援部隊名簿の作成 <input type="checkbox"/> 総務部受援チームへ報告 <input type="checkbox"/> 応援元へ参集報告★ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 応援者が行う業務の確認 <input type="checkbox"/> 応援者の要件確認 <input type="checkbox"/> 資機材の配布 <input type="checkbox"/>
<b>5 受援中の業務</b>	
<input type="checkbox"/> 応援部隊名簿の作成 <input type="checkbox"/> 総務部受援チームへ報告 <input type="checkbox"/> 応援者が変更(交代)する際の引継ぎ★ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 個人情報遵守の確認
<b>6 応援の終了</b>	
<input type="checkbox"/> 応援終了の判断 <input type="checkbox"/> 総務部受援チームへ報告 <input type="checkbox"/> 活動報告書の提出★ <input type="checkbox"/>	
<b>7 応援終了後の対応</b>	
<input type="checkbox"/> 応援者へのお礼 <input type="checkbox"/> 住民等からの相談対応	

★は、応援職員のみで業務を 実施した場合に、応援職員が行う業務

## 業務チェックリスト

業務名
被災建築物応急危険度判定業務

担当（部・班・課）

### 1 応援要請前 に行う業務

- 担当職員 の安否確認
- 市内の被害状況把握
- 
- 
- 
- 

### <基本情報シートに関する確認事項>

- 執務スペースの確保
- 資機材の確保

### 2 応援要請

- 応援要請人数、期間を設定
- 兵庫県応急危険度判定支援本部へ要請
- 総務部受援チームへ報告
- 応援者への割当区域の設定

- 応援者が行う業務の確認
- 応援者の要件確認
- 受援担当者 の設定
- 応援協定締結の有無の確認

### 3 応援受入前の準備

- 県応急危険度判定支援本部へ応援内容確認(可能人数、可能時期等)
- 資機材、輸送手段の準備
- 市内の交通状況の確認、応援側へ情報提供
- 

- 執務スペースの準備

### 4 応援受入れ

- 応援部隊名簿の作成
- 総務部受援チームへ報告
- 応援元へ参集報告★
- 

- 応援者が行う業務の確認
- 応援者の要件確認
- 資機材の配布
- 

### 5 受援中の業務

- 応援部隊名簿の作成
- 総務部受援チームへ報告
- 応援者が変更(交代)する際の引継ぎ★
- 

- 個人情報遵守の確認

### 6 応援の終了

- 応援終了の判断
- 総務部受援チームへ報告
- 活動報告書の提出★
- 

### 7 応援終了後の対応

- 応援者へのお礼
- 住民等からの相談対応

★は、応援職員のみで業務を 実施した場合に、応援職員が行う業務

## 第 3 編 物的支援受入計画

# 第 1 章 物資集積・配送拠点の指定及び運営方法

## 第 1 節 物資集積・配送拠点の指定

### (1) 基本的な考え方

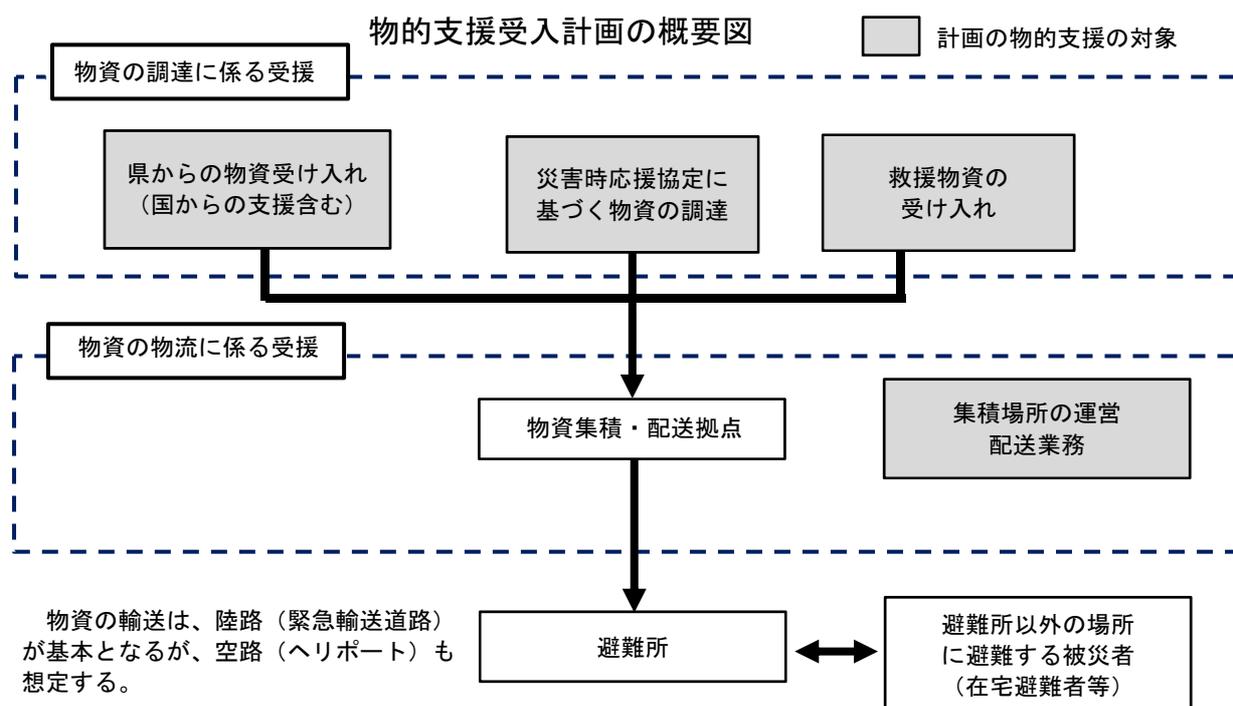
災害が発生した場合、市は避難所に避難した被災者や避難所以外の場所に滞在する被災者に対して食料、衣料、医薬品、その他の生活関連物資を供給する。

市では、発災から 2 日間に必要となる最低限の物資について、備蓄品の整備を行っており、市民に対しては、最低 3 日分、出来れば 1 週間分の備蓄を呼び掛けているが、避難生活の長期化や物流の復旧に時間を要した場合、物資が不足することが想定される。

また、物資の調達や輸送、集積場所の管理等の業務は、市役所の通常業務とは異なっており、甚大な被害を受けた他の自治体においても必要な物資の不足、集積場所での物資の滞留、避難所への配送が遅れるなどの混乱が見受けられる。については、災害発生時に物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達及び物流について外部からの支援を受け入れる体制を構築する。

### (2) 物的支援の概要

物的支援受入計画の対象とする物的支援の概要は、次のとおりである。



### (3) 物資供給に係る役割分担

担当班	役割
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 兵庫県、災害協定締結団体先への要請</li> <li>○ プッシュ型支援の情報把握</li> </ul>
財政・輸送班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害用対策物資、応急食料等の調達及び受入</li> <li>○ 救援物資の配送</li> <li>○ 必要物資及び在庫の把握</li> </ul>
教育部 要配慮者支援・ 避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者に対する救援物資の配布</li> <li>○ 避難所における物資のニーズ</li> <li>○ 救援物資の配送(財政・輸送班の応援)・把握(財政・輸送班へ報告)</li> </ul>

(4) 物資集積・配送拠点の指定

大量の物的支援を受ける際、兵庫県等の調達先から送られてくる支援物資を受入れる物資集積・配送拠点を開設する。物資集積・配送拠点の必要条件は次のとおりである。

- ① 10トン車が無理なく出入できる。
- ② フォークリフトの運用が可能（荷重に耐えられる。）
- ③ 雨風がしのげる。
- ④ 物資の分配エリアを広く確保できる。
- ⑤ 駐車スペースを広く確保できる。

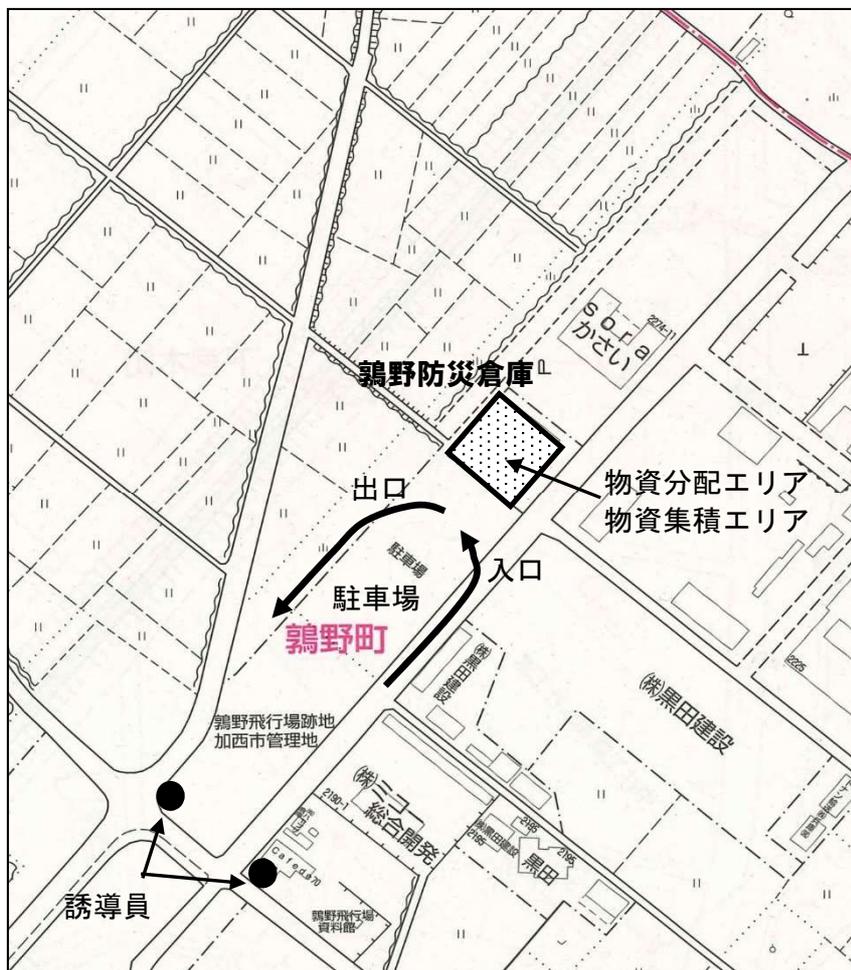
以上の点から、物資集積・配送拠点の候補地は鶉野防災倉庫とする。

倉庫に収納できない場合は、南部公民館等の周辺施設も活用する。鶉野飛行場跡地周辺の被害が甚大で、物資集積・配送拠点にできない場合は、代替地として加西市役所付属棟車庫周辺を活用する。

全ての物資は、物資集積・配送拠点で保管や仕分け等をした上で避難所に配送する。拠点開設後、物的受援担当者は県に対して拠点の開設場所等の情報を連絡する。

なお、以下の施設のみで対応が困難な場合は、丸山総合公園、アラジスタジアム（加西球場）等のオープンスペースを活用する。この際、イベント用テントなど適切に保管できる設備の借上げを行い、可能な限り条件を満たすよう努める。

	施設名	所在地
候補地	鶉野防災倉庫 (補完施設：南部公民館)	加西市鶉野町 2274番地の11
代替地	加西市役所付属棟車庫 (補完施設：丸山総合公園、アラジスタジアム(加西球場))	加西市北条町横尾 1000番地



### 加西市地域防災計画に定める物資集積場一覧

施設名	所在地
加西市防災センター	北条町東高室 993 番地の 1
丸山総合公園	北条町西高室 591 番地の 15
アラジnstadium（加西球場）	玉野町 1126 番地の 1
いこいの村はりま	笹倉町 823 番地の 1
玉丘史跡公園	玉丘町 76 番地
鶉野飛行場跡地	鶉野町
青野運動公園	油谷町 639 番地の 3
イオン加西北条店 駐車場	北条町北条

### 加西市地域防災計画に定めるヘリコプター臨時離着陸場一覧

施設名	所在地
加西市民グラウンド	北条町西高室 592 番地の 1
アラジnstadium（加西球場）	玉野町 1126 番地の 1
アクアスカさい	西上野町 17 番地

## 第 2 節 物資集積・配送拠点の運営

物的受援担当者は、避難所担当市職員、物資集積・配送拠点において支援を受ける物流事業者及び運送事業者（主に協定締結事業者）と情報共有や連絡調整を行い、次の業務を実施する。

- (1) 支援物資の調達状況に関する情報収集
- (2) 避難所における支援物資の配送情報及び要請情報の整理
- (3) 運営スケジュールの計画立案
- (4) 運送事業者に対する避難所等への物資の配送要請
- (5) 避難所担当市職員から支援物資到着に係る報告の受理
- (6) 避難所からの支援物資要請に係る在庫引当の確認
- (7) 人員や資機材が不足する場合の協定先への追加要請
- (8) 物資集積・配送拠点で滞留物資が発生した場合の対処要領の決定と報告
- (9) 市の被災状況及び運営状況から物資集積・配送拠点の開設遅延が予測される場合の対応
- (10) 物資集積・配送拠点として使用している施設の維持管理
- (11) 物資集積・配送拠点のライフラインの維持確保
- (12) その他付随する業務

## 第2章 輸送手段の確保方法

### 第1節 物資受入れ作業に必要な人員

物資集積・配送拠点において、支援物資の受入れに当たっては、最低、交通誘導員に2人、荷下ろしに3人の人員が必要となると見積られるが、物資の受入れ量によって増員が必要な場合は、状況に応じて他の自治体の職員やボランティアに応援を要請する。

### 第2節 緊急通行車両確認標章

物資集積・配送拠点への物資の輸送に当たり、民間の団体又は企業から緊急通行車両の確認標章について相談を受けた場合は、加西市地域防災計画（震災対策計画編第3章第27節、風水害対策計画編第3章第15節）に基づき、兵庫県公安委員会に申請するよう案内する。

### 第3節 避難所等への物資配送

物的受援担当者は避難所等までの配送車両の提供を第4章第1節に記載する協定先に要請する。  
また、物流業者又は運送事業者とともに、配送計画を立案し、必要な仕分け作業及び積込み作業を行う。なお、避難所等への配送は、民間企業の車両以外に、加西市の公用車や自衛隊との調整により、災害派遣部隊の車両等も活用する。

### 第4節 避難所等での物資の受入れ

各避難所の避難所担当市職員は、避難者や避難所のボランティアと協力して配送された物資の荷下ろしを行うとともに、物資が到着したことを物的受援担当者に報告する。報告を受けた物的受援担当者は、各避難所の物資の状況を集約し整理する。

## 第3章 避難所等における物資の必要量・供給量の把握

### 第1節 必要物資の把握

各避難所の避難所担当市職員は、避難者にとって不足している物資を的確に把握し、物的受援担当者に報告する。物的受援担当者は、報告を受けた必要物資及び数量情報をとりまとめ、市の在庫で対応できる場合は在庫により速やかに対応する。

市の在庫で対応できない場合は、まずは品目、数量、配送場所を整理した上で、兵庫県及び県内の協定締結市町に対して連絡・要請する。自治体で速やかに対応できないものについては、直ちに協定を締結した民間企業や地元企業に発注するほか、更に不足する場合は県外の協定締結市町に対しても、品目、数量、配送場所を整理した上で、連絡・要請する。なお、発注及び応援要請の決定は本部長が行う。

必要物資を把握し、市の在庫で対応できずに、応援要請する場合の要領は第5章に記載するフロー図のとおりとする。

### 第2節 供給量の把握

物的受援担当者は、避難所等に物資を配送する時は供給量を把握し記録する。第1節で把握した物資の必要量と協定締結先及び地元企業に発注し、又は要請した数量との比較から物資募集のじ後の方針（物資の追加支援及び支援自粛要請）を検討する。





## 第4章 応援要請先

### 第1節 物資輸送に関する協定

物資輸送に関して、次の災害時応援協定締結先に応援要請を行う。連絡先は加西市地域防災計画（資料編）等を参照。

No.	名称	締結日	協定先	主な協定内容
1	災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定	R1. 7. 24	一般社団法人兵庫県トラック協会	緊急輸送
2	災害時における物資輸送等に関する協定	R5. 2. 21	福山通運株式会社 加西支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資輸送等の支援</li> <li>物資拠点施設の運営補助</li> </ul>

### 第2節 物資供給に関する協定

物資の供給に関して、次の災害時応援協定締結先に、物資に対する被災者等のニーズに応じた応援要請を行う。

#### 第1項 地方公共団体

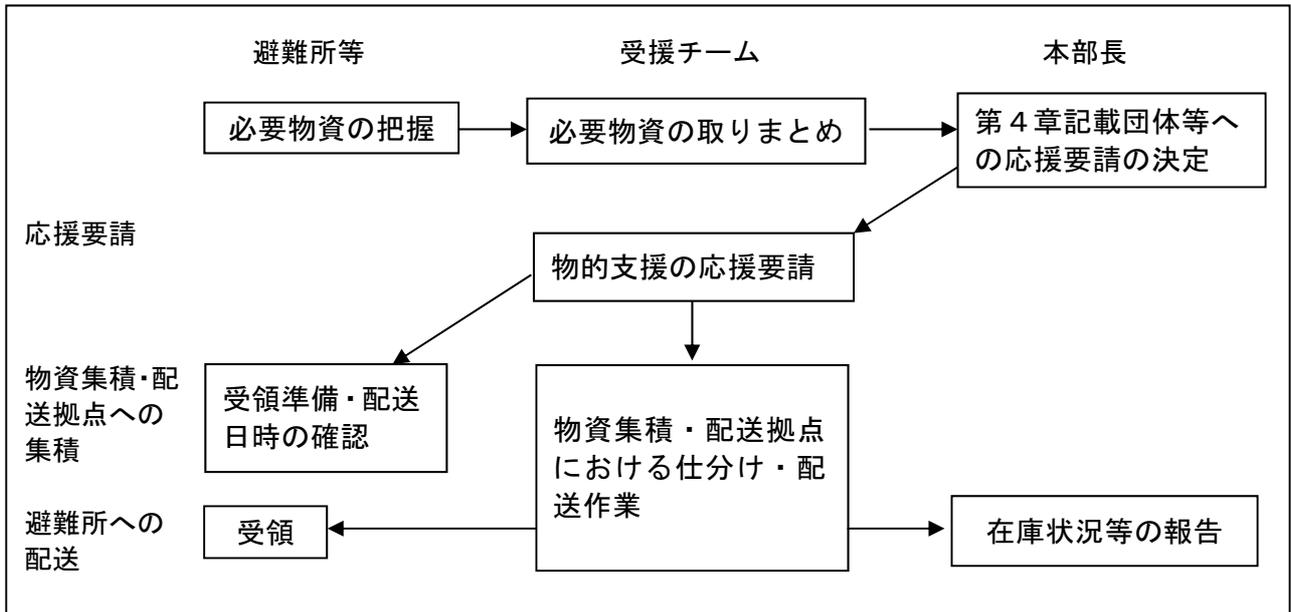
No.	名称	締結日	協定先	主な協定内容
1	災害時相互応援協定	H10. 1. 17	姫路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>資器材等の提供</li> <li>職員の派遣</li> <li>被災者の受入</li> </ul>
2	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H25. 3. 1	北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市・桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区・港区・新宿区・墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市・野洲市、相生市、豊岡市、赤穂市、篠山市、加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市	<ul style="list-style-type: none"> <li>資器材等の提供</li> <li>職員の派遣</li> <li>施設の利用</li> <li>医療品等の提供</li> </ul>
3	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	H18. 11. 1	兵庫県及び県下各市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材、物資、施設の提供、斡旋</li> <li>職員の派遣</li> <li>被災者の受入</li> </ul>
4	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	H18. 11. 1	明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、多可町、稲美町、播磨町	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材、物資、施設の提供、斡旋</li> <li>職員の派遣</li> </ul>
5	播磨広域防災連携協定	H26. 4. 22	姫路市、加古川市、たつの市、小野市、相生市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、明石市	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材、物資の提供</li> <li>職員の派遣</li> <li>被災者の受入</li> </ul>
6	災害時等の応援に関する申し合わせ	H24. 11. 28	国土交通省近畿地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員・専門家の派遣</li> <li>機材等の貸付</li> </ul>

## 第2項 民間の企業及び団体

No.	名称	締結日	協定先	主な協定内容
1	災害時における応急食料等の確保に関する協定	H7. 12. 27	加西商工会議所	物資供給
2	緊急時における生活物資の確保に関する協定	H15. 4. 14	生活協同組合コープこうべ	物資供給
3	緊急時における生活物資の供給協力に関する協定	H18. 9. 13	イオン株式会社 西日本カンパニー	物資供給
4	緊急時における生活物資の確保に関する協定	H22. 1. 13	マックスバリュ 西日本株式会社	物資供給
5	災害時における物資の供給に関する協定書	H23. 9. 13	セツカートン株式会社	物資供給
6	災害時における支援協力に関する協定	H27. 4. 14	兵庫みらい農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物資供給</li> <li>・ 情報提供</li> <li>・ 施設提供</li> </ul>
7	災害時における物資提供等の協力に関する協定	H28. 7. 25	王子コンテナ株式会社 兵庫工場	物資供給
8	災害時における量の提供等に関する協定	H28. 9. 8	5日で5000枚の約束。 プロジェクト実行委員会	物資供給
9	災害時における支援協力に関する協定	H29. 4. 28	一般社団法人兵庫県 LPガス協会東播支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急対策</li> <li>・ 物資提供</li> </ul>
10	災害時における物資提供等の協力に関する協定	R1. 8. 1	株式会社ジュンテンドー	物資供給
11	災害時の物資提供、応急対策活動等に関する協定書	R4. 7. 1	株式会社ハローズ	物資供給

## 第5章 応援要請フロー図

物的支援の応援要請は次のフロー図を基準として行う。



## 第6章 救援物資の取扱方針

### 第1節 方針

協定締結先ではない地方公共団体及び民間企業等から、大口の物資提供の申し出があった場合、その時点で提供物資の内容と提供者等を記録し、申し出のあった品目の過不足状況、提供可能時期等に基づき受入れの要否を判断する。提供を受ける場合には、物資の梱包は出来る限り単一物資梱包とするよう依頼する。

一方、大規模災害時には小口の物資（個人からの小包み等ごとに届く救援物資）を分類・区分けして配布することが非常に困難であることから、個人からの救援物資は原則として受け取らないこととする。

### 第2節 小口救援物資の配送自粛広報のホームページ掲載

小口の物資が配送されないよう、次のような文章をホームページに掲載する。

(例)

加西市において、○月○日に○○○○地震が発生しました。  
現在、加西市では職員が不足しており、救援物資をお送りいただいても皆様のお志に沿った形で、活用することが困難な状況であります。  
誠に勝手ながら送付を自粛いただきますようお願いいたします。  
なお、義援金やボランティアによる支援につきましては、ご協力お願いいたします。

## 第4編 災害ボランティア受入計画

# 第1章 加西市災害ボランティアセンターの設置

## 第1節 設置の決定手順

救助部のボランティア担当（福祉企画課）と社会福祉法人加西市社会福祉協議会（以下「加西市社会福祉協議会」という。）は、災害ボランティアの受入れに関して収集した被害状況等を踏まえ、加西市災害ボランティアセンターの設置を検討し、「加西市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」第2条に基づき、加西市社会福祉協議会が加西市災害ボランティアセンターを設置・運営する。

なお、加西市災害ボランティアセンターの設置を行わない場合においても、必要に応じ加西市社会福祉協議会と連携したボランティア対応を行う。

## 第2節 設置の場所

設置の場所は、「加西市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」第4条に基づき、加西市健康福祉会館とする。ただし、災害の状況等により加西市健康福祉会館に設置が困難な場合は、救助部のボランティア担当と加西市社会福祉協議会で協議し決定する。

設置場所	所在地
加西市健康福祉会館（ラヴィかさい）	加西市北条町古坂 1072番地の14

# 第2章 加西市災害ボランティアセンターへの支援内容

## 第1節 ボランティア活動に必要な資機材の提供

被害の状況によってボランティアセンターの運営に必要な資機材や、ボランティア活動に必要な資機材の確保を図る。

### 【災害ボランティアセンター運営資機材（基準）】

用途	品目
施設開設 運営	長机、椅子、テント、コピー機、印刷機、パソコン、デジカメ、プリンター、ハンドマイク（拡声器）、被災地域の道路地図・住宅地図・避難所マップ、暖房器具、大型扇風機、事務用品
情報通信	電話、FAX、無線・トランシーバー、ラジオ、テレビ、パソコン（インターネット接続可能端末）
交通手段	自転車（鍵と荷台付き）、バイク（荷台付き）、軽トラック（ホロ付き）、ワゴン車
衣類	スタッフ用ジャンパー、帽子、腕章、名札、カッパ、長靴、軍手
生活用具	宿泊用具、非常食、紙コップ、洗面セット、割箸、タオル、使い捨てカイロ

### 【ボランティア活動用資材（基準）】

用途	品目
資材	ほうき、ちりととり、バケツ、雑巾、モップ、たわし、熊手、じょうろ、ホース、デッキブラシ、長靴、スコップ、土嚢袋、バール、金槌、釘抜き、ドライバー、一輪車、のこぎり、ロープ、ヘルメット、ブルーシート、脚立
消耗品	マスク、軍手、ゴム手袋、カッパ、防塵タオル、飲料水、塩（飴）、石けん、消毒液、ごみ袋、掃除用洗剤

## 第2節 ボランティア活動に必要な情報の共有

本部長は、加西市災害ボランティアセンターの代表者に対し、災害対策本部会議への参加を要請し、市としての対応方針等の情報共有を行う。

## 第3章 加西市災害ボランティアセンターの役割分担

ボランティアが行う業務は、瓦礫除去や物資搬送、生活支援等多様であり、そのため災害ボランティアセンターの果たす役割も多岐にわたるが、以下を基準とし、災害規模に応じて適宜調整する。

No.	担当区分	業務内容
1	総務会計担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害ボランティア活動の総合調整</li> <li>○ 運営体制・役割分担の調整</li> <li>○ 行政・関係機関との連絡調整</li> <li>○ O A 機器、通信機器、事務用品等の確保・管理</li> <li>○ 会計（支援金の受入・運用等）等</li> </ul>
2	広報担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害ボランティアセンター運営の記録</li> <li>○ 災害ボランティアの募集</li> <li>○ 災害ボランティア関連情報の広報 等</li> </ul>
3	記録担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ センター運営の記録（写真・ビデオ撮影、災害ボランティア活動経過表等の作成）等</li> </ul>
4	情報・ニーズ担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連絡手段の確保（電話・防災行政無線、インターネット接続PC等）</li> <li>○ 担当窓口（部署）・関係機関連絡先の明示</li> <li>○ 被災者ニーズ（災害ボランティアに対するニーズ）の受付・集計</li> <li>○ 災害ボランティア支援要請の受付・集計</li> <li>○ その他各種情報の集約 等</li> </ul>
5	支援調整担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害ボランティア窓口の設置</li> <li>○ 災害ボランティアの受付</li> <li>○ ボランティア活動保険の受付</li> <li>○ 災害ボランティア活動確認書の発行</li> <li>○ 災害ボランティア・災害ボランティアコーディネーターの確保・支援（外部への支援要請）</li> <li>○ 被災者ニーズ（災害ボランティアに対するニーズ）と災害ボランティアの需給調整</li> <li>○ 災害ボランティアへのオリエンテーションの実施 等</li> </ul>
6	避難所運営支援調整担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政との連絡調整</li> <li>○ 各避難所への総合的な支援実施 等</li> </ul>
7	移送担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現場への人員・物資の搬送 等</li> </ul>
8	物資担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動資機材の調達・受入・管理・配布</li> <li>○ 救援物資の調達・受入・管理・配布 等</li> </ul>
9	救護担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害ボランティアセンターの衛生管理</li> <li>○ 災害ボランティアの健康管理 等</li> </ul>

## 第4章 災害ボランティア募集広報の実施

災害ボランティアの募集に際しては、往復の交通費負担、宿泊先確保に加え、水・非常食・救急用品・ボランティア保険加入など、ボランティアに必要な備えを自己管理で行い、自己完結で被災地に入ることを依頼するとともに、ボランティアに求める活動内容について具体的に発信する。

救助部のボランティア担当は、「加西市災害ボランティアセンター」の設置及び被災者からの相談窓口、ボランティアの受入相談窓口の設置を広報する。

- (1) 市ホームページやLINE等による情報発信
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じた広報
- (3) 避難所等への情報提供

令和5年3月 策定  
令和5年3月 発行

策定実施機関 兵庫県加西市

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地  
TEL 0790-42-8751  
FAX 0790-43-1800